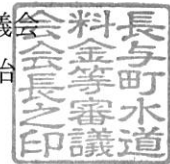


令和 8 年 9 月 28 日

長与町長 吉田 慎一 様

長与町水道料金等審議会
会長 中村 貴治



答 申 書

令和 7 年 8 月 19 日付 7 長与水第 1281 号で諮問のありました水道料金の改定について、
下記のとおり答申します。

記

1. 答申内容

(1) 水道料金改定の必要性

令和 9 年度から令和 13 年度の 5 年間の経営状況の見通しにより水道料金改定は
必要と判断し、平均改定率は、23.03%とすることが適当である。

(2) 水道料金体系

基本料金及び従量料金は、次のとおりとする。

(円・税抜)

口径種別	基本料金	従量料金 (1㎡につき)							
		1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51～70㎡	71～100㎡	101～300㎡	301㎡以上
13mm	1,020	50	260	290	290	330	350	390	430
20mm	1,400	50	260	290	290	330	350	390	430
25mm	1,800	50	260	290	290	330	350	390	430
30mm	2,300	50	260	290	290	330	350	390	430
40mm	4,500	50	260	290	290	330	350	390	430
50mm	6,000	50	260	290	290	330	350	390	430
75mm	10,000	50	260	290	290	330	350	390	430

(3) 改定時期

改定後料金の適用時期については、使用者への周知期間を十分に確保するため、
令和 9 年 10 月 (11 月請求分) から実施することが適当である。

2. 附帯意見

今般の水道料金改定は、将来にわたる安定的な水の供給を確保し、強靱な水道インフラを維持するために避けて通ることのできない重要かつ不可欠な措置であると認められる。しかしながら、料金改定が使用者の日常生活に与える影響は小さくないことから、審議会として以下のとおり附帯意見を付す。

(1) 使用者への丁寧な周知

今回の水道料金改定は使用者への大きな負担増となることから、改定の趣旨や必要性について、各種広報媒体を効果的に組み合わせた多角的な情報発信を行い、町民の深い理解と協力が得られるよう努めること。

(2) 水道料金の定期的見直しと公平性の確保

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、定期的な見直しを通じて水道料金の適正化に努めること。次回の改定時には、改定内容に応じて段階的な改定など必要な負担軽減策を含め検討すること。あわせて、今回の小口径使用者への配慮を踏まえつつも、料金負担の公平性を高める観点から、中長期的には従量料金の逡増度を段階的に緩和する方向で検討を進めること。

(3) 生活困窮世帯等への配慮と福祉部門との連携強化

経済的に影響を受けやすい世帯に対し、納付猶予や分納など丁寧な納付相談を継続すること。また、今後も福祉部門と連携し、生活困窮者自立支援制度等の福祉サービスへ適切に橋渡しを行うことで、住民のセーフティネット確保に努めること。

(4) 持続可能な経営基盤の強化

将来にわたり持続可能な水道サービスを提供するため、計画的な施設の更新・耐震化に取り組むとともに、AI・IoTによるDX推進を通じた業務効率化、広域連携の推進、国庫補助金等の積極的な活用、そして人材育成と専門性の継承を図り、持続可能な経営基盤の強化に努めること。

(5) 水道水の安全性・信頼性の発信による利用促進

健全な水道事業の確立と水需要の維持・増加を図るため、本町の水道水が有する厳格な品質管理と安全性について、町民へ広く周知・啓発すること。あわせて、社会基盤としての水道水が持つ経済性や利便性、その価値について積極的に発信し、町民の理解と認識の醸成を図り、持続可能な事業運営に努めること。

(6) 給水装置の修繕区分見直しによる住民サービスの向上

現状の「官民境界」としている給水装置の修繕区分について、今後は「水道メーター器」を境界とする取り扱いへの見直しを検討すること。これにより、修繕時における使用者負担の経済的な軽減を図るとともに、修繕区分の明確化による対応の迅速化を推進し、住民サービスの向上および有収率の維持・向上に努めること。

答申書【本編】

令和 8 年 9 月 28 日

長与町水道料金等審議会

1. 諮問の経緯及び審議の目的

水道事業は、私たちの日常生活や社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給していくことが求められている。

本町の水道事業は、消費税率の改定に伴うものや減額改定を除き、昭和63年4月の改定を最後に約38年にわたり、実質的な水道料金の改定を行っていない状況にある。

現在、人口減少や節水機器等の普及に伴い、水道料金収入は年々減少傾向にある一方で、過去に整備した水道施設の老朽化が進み、管路等施設の更新需要は増加している。

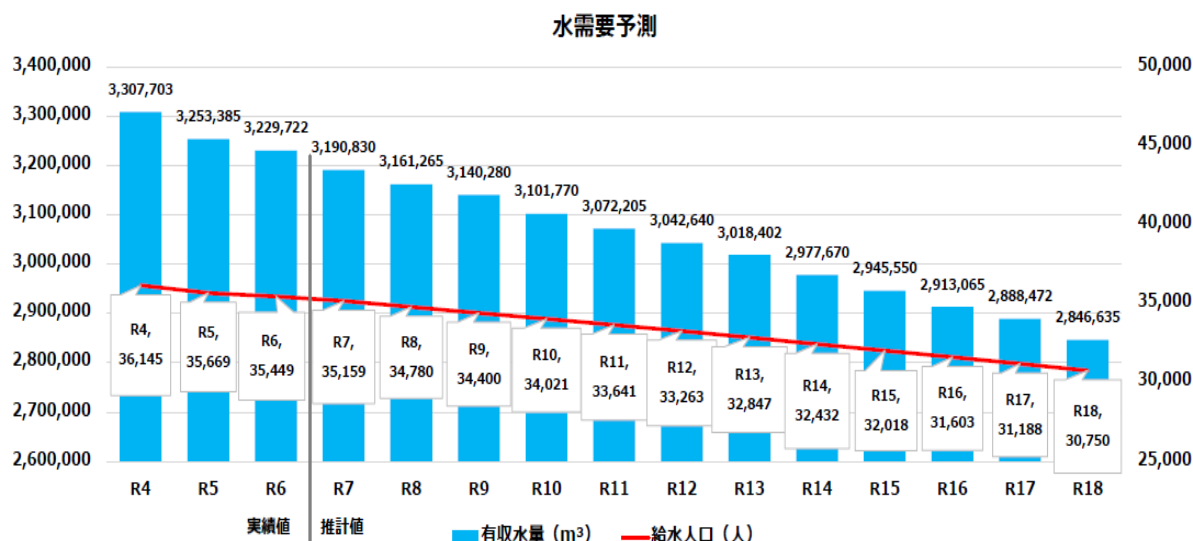
加えて、近年の電気料金や資材価格などの物価高騰に伴い、更新費用や維持管理費は増大しており、経営努力を行ってもなお、今後の経営は厳しい状況となることが予想される。

このような状況下において、水道事業の健全かつ持続可能な経営を確保するとともに、将来にわたり安全で安心な水道サービスを安定的に提供していくため、本審議会に対し、水道料金の改定について諮問がなされた。これを受け、当審議会において、水道事業の運営及び水道料金のあり方について、現状の経営状況、施設・管路の更新需要、将来の収支見通しなど総合的に審議を行い、ここにその結果を取りまとめるものである。

2. 水道料金改定の必要性

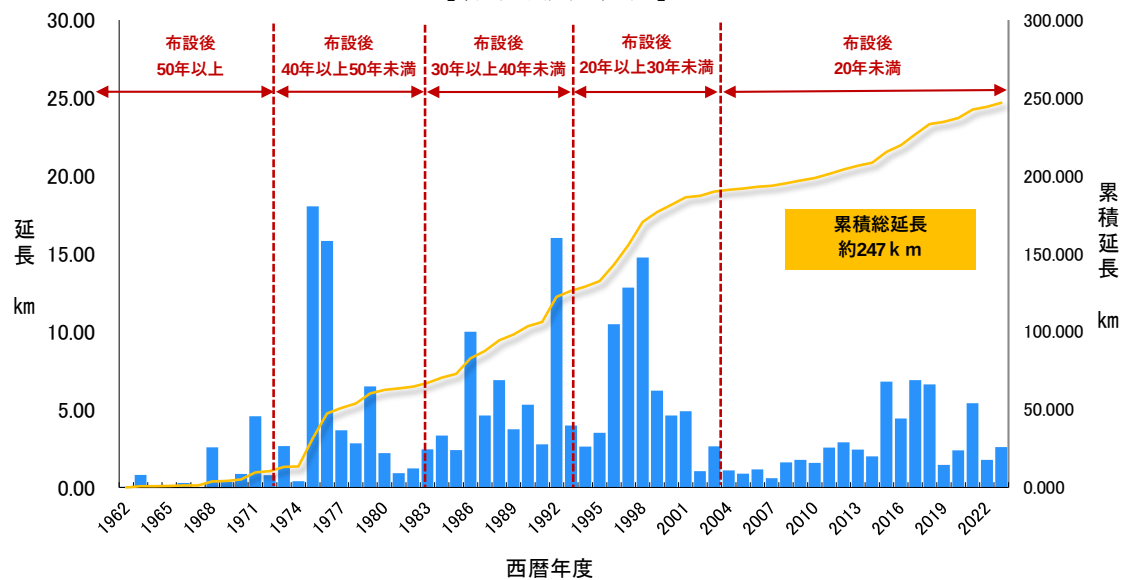
今後の経営見通しから、水道料金改定は必要である。

少子高齢化による人口減少や節水機器の普及による節水型社会への移行に伴って、有収水量は減少傾向となる見通しである。



一方、長与町の水道管は、高度経済成長期頃に整備されたものも多く、また、建設後 65 年を経過している第1浄水場をはじめとする主要な水道施設についても老朽化が進んでいる。老朽化した水道管や施設をそのまま使用し続けると、漏水や断水、事故などの発生するリスクが高まり、日常生活に大きな影響を及ぼす可能性があるため、計画的に老朽化した施設や水道管の更新、耐震化を進めていく必要がある。

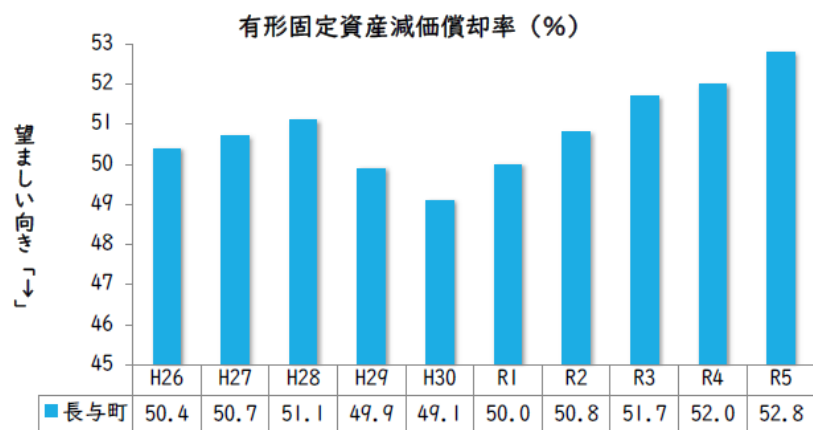
【管路布設延長表】



【配水池の概要】

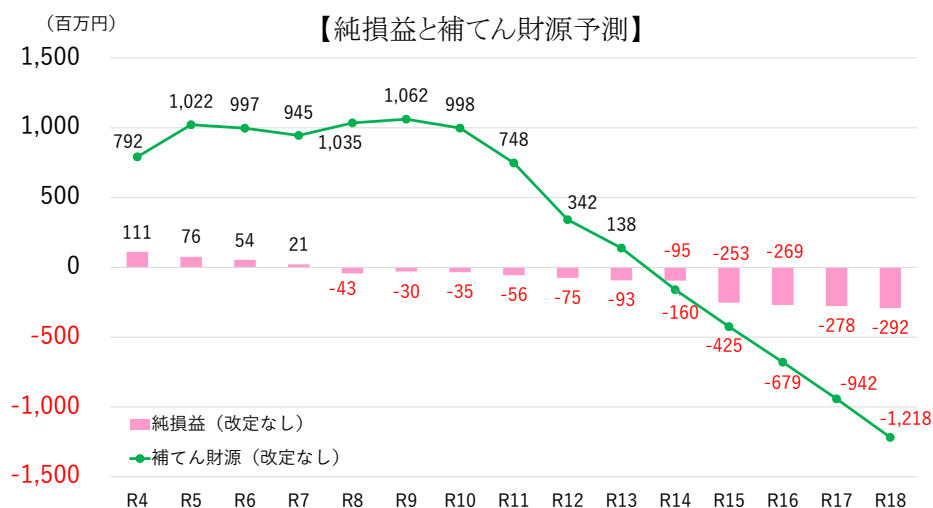
名称	構造	容量	創設	経過年数
第3配水池	PC造	1,400m ³ ×1池	昭和50（1975）年	50年
第4配水池	PC造	750m ³ ×1池	昭和50（1975）年	50年
第5配水池	PC造	1,250m ³ ×1池	昭和63（1988）年	37年
減圧水槽	RC造	500m ³ ×1池	昭和63（1988）年	37年
緑ヶ丘配水池	PC造	628m ³ ×1池	平成8（1996）年	29年
南陽台低部配水池	RC造	250m ³ ×1池	昭和62（1987）年	38年
南陽台高部配水池	RC造	600m ³ ×1池	昭和62（1987）年	38年
東高田1号配水池	RC造	360m ³ ×1池	昭和47（1972）年 昭和60（1985）年	53年 40年
東高田2号配水池	PC造	1,400m ³ ×1池	平成10（1998）年	27年
平木場配水池	SUS製	116.6m ³ ×1池	令和2（2020）年	5年
サニータウン低部配水池	RC造	180m ³ ×1池	平成6（1994）年	31年
サニータウン高部配水池	PC造	600m ³ ×1池	平成6（1994）年	31年
まなび野低部配水池	SUS製	330m ³ ×1池	平成11（1999）年	26年
まなび野高部配水池	SUS製	678m ³ ×1池	平成11（1999）年	26年
本川内低部配水池	SUS製	176m ³ ×1池	平成13（2001）年	24年
本川内高部配水池	SUS製	72m ³ ×1池	平成11（1999）年	26年
岡北配水池	SUS製	147m ³ ×1池	平成26（2014）年	11年
北陽台配水池	SUS製	1,840m ³ ×1池	平成25（2013）年	12年
新道ノ尾配水池	SUS製	102m ³ ×1池	平成27（2015）年	10年
道ノ尾配水池	RC造	81m ³ ×1池	昭和54（1979）年	46年

※令和7（2025）年度時点での経過年数



有形固定資産減価償却率・・・固定資産の老朽度合いを示す割合

このような状況の下、水道事業はこれまでに、施設の統廃合や職員の削減など経費削減の取り組みを実施してきたが、先に述べたような料金収入の減少、更新需要の増加に加え、近年の社会情勢の変化に伴う物価高騰や労務費の上昇により、事業運営に必要な費用が増加しているため、経営努力を行ってもなお経営状況は厳しさを増すと見込まれる。現行料金のままでは令和 8 年度以降赤字、令和 14 年度以降資金不足となる見通しである。



【投資・財政計画】

区分	単位	料金算定期間																
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
給水人口	千人	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	32	32	32	31	31		
年間総有収水量	万m3	331	325	323	319	316	314	310	307	304	302	298	295	291	289	285		
水道料金収入	百万円	631	620	618	603	599	596	590	585	578	574	566	560	554	549	541		
その他	百万円	110	122	121	109	106	102	101	101	100	98	97	135	135	134	133		
収益的収入 計 (1)	百万円	741	742	739	712	705	698	691	686	678	672	663	695	689	683	674		
職員給与費	百万円	76	80	92	92	84	81	82	86	87	87	87	77	77	77	77		
委託費	百万円	252	246	261	261	313	305	310	315	321	327	326	296	296	296	296		
修繕費	百万円	34	43	49	43	44	44	45	46	47	48	48	48	48	48	48		
減価償却費	百万円	227	225	230	237	243	245	235	230	226	214	202	416	425	428	433		
支払利息	百万円	9	10	12	13	19	26	28	33	45	62	68	68	69	69	69		
その他	百万円	32	62	41	45	45	27	26	32	27	27	27	43	43	43	43		
収益的支出 計 (2)	百万円	630	666	685	691	748	728	726	742	753	765	758	948	958	961	966		
純損益 (3)	百万円	111	76	54	21	-43	-30	-35	-56	-75	-93	-95	-253	-269	-278	-292		
資本的収入	百万円	191	497	217	210	375	171	494	1,534	2,002	860	87	71	71	71	79		
資本的支出	百万円	299	535	487	549	471	316	754	2,033	2,696	1,205	466	446	430	433	447		
不足額 (支出－収入)	百万円	108	38	270	339	96	145	260	499	694	345	379	375	359	362	368		
補てん財源残高	百万円	792	1,022	997	945	1,035	1,062	998	748	342	138	-160	-425	-679	-942	-1,218		
企業債残高	百万円	1,346	1,468	1,501	1,612	1,823	1,832	1,948	2,307	2,841	2,999	2,971	2,935	2,916	2,893	2,870		

3. 料金算定期間

料金算定期間は、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とする。

水道料金は適正な料金を維持するため、概ね 3～5 年毎に中長期的な経営分析を行い、料金の妥当性を検証していく必要がある。これらを踏まえ、近年の不安定な物価変動や社会情勢へ対応するとともに、短期間で頻繁な料金改定による利用者への負担を勘案し、算定期間を 5 年間としたことは妥当である。

4. 料金水準

水道料金の平均改定率は 23.03%が妥当である。

水道事業の独立採算制を原則とし、水道施設の維持や計画的な更新を行っていくうえで必要な資産維持費(資産維持率 1.5%)を確保した場合、今後の料金算定期間の財政収支における不足額は 6 億 7,300 万円と見込まれる。人件費、維持管理費及び水道施設の更新費を確実に確保し、健全な事業運営を継続していくためには、この不足額を補う必要があることから、料金水準を平均 23.03%引き上げることは妥当であると判断した。

5. 料金体系

基本水量の廃止、従量料金の逦増型の継続、口径別料金体系の継続を採用する。

水道料金算定要領が推奨する「口径別-従量料金均一型-基本水量なし(改定案①)」と事務局提案の「口径別-従量料金逦増型-基本水量なし(改定案②)」の 2 案について審議を行った。

(1) 基本水量の廃止

基本水量は、節水意識が反映されないこと、水道普及期における公衆衛生の向上といった当初の役割が乏しくなっていることから廃止とし、使用水量に応じた負担を求めることで、より公平で安定した料金体系を確保することが適正である。

(2) 従量料金「逦増型」の継続

今回、基本水量を廃止することから、均一型を採用した場合、小口径使用者に急激な負担増を招くこととなる。長与町は、一般家庭などの小口径使用者が全体の 99%と大部分を占めているため、これら大多数の町民生活への過度な負担を軽減する観点から、現行の逦増型を継続することは妥当である。

(3) 基本料金「口径別料金体系」の継続

基本料金の区分については、「口径別料金体系」を継続する。引き続き、水道メーターの口径の大きさに応じた給水能力に基づき、負担を求めることで、使用者間の公平性を保つことが適当である。

6. 料金表

令和 9 年～令和 13 年の 5 年間において、健全に事業を運営するため、水道料金表は下記のとおりとす。

基本料金 (円・税抜)

基本 料 金	口径	現行		改定後		
		基本水量	基本料金	基本水量	基本料金	影響額
	13mm	8m ³	900	0m ³	1,020	120
	20mm	8m ³	1,200	0m ³	1,400	200
	25mm	30m ³	6,300	0m ³	1,800	-4,500
	30mm	50m ³	11,300	0m ³	2,300	-9,000
	40mm	70m ³	18,500	0m ³	4,500	-14,000
	50mm	100m ³	28,600	0m ³	6,000	-22,600
	75mm	300m ³	95,000	0m ³	10,000	-85,000

従量料金【13 mm・20 mm】 (円・税抜)

従 量 料 金	使用水量	現行	改定後	
			料金	影響額
	1～8m ³	0	50	+50
	9～10m ³	200	50	-150
	11～20m ³	200	260	+60
	21～30m ³	240	290	+50
	31～50m ³	240	290	+50
	51～70m ³	280	330	+50
	71～100m ³	280	350	+70
	101～300m ³	320	390	+70
	301m ³ 以上	360	430	+70

基本料金+従量料金 (円・税抜)

口径種別	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)							
		1～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～70m ³	71～100m ³	101～300m ³	301m ³ 以上
13mm	1,020	50	260	290	290	330	350	390	430
20mm	1,400	50	260	290	290	330	350	390	430
25mm	1,800	50	260	290	290	330	350	390	430
30mm	2,300	50	260	290	290	330	350	390	430
40mm	4,500	50	260	290	290	330	350	390	430
50mm	6,000	50	260	290	290	330	350	390	430
75mm	10,000	50	260	290	290	330	350	390	430

7. 料金改定時期

改定後料金の適用時期については、使用者への周知期間を十分に確保するため、令和 9 年 10 月 (令和 9 年 11 月請求分)とすることが適当である。

8. 激変緩和措置の取扱いについて

激変緩和措置 (一般会計からの補てんや段階的な改定) は実施せず、改定を一括して実施することが妥当である。

案① 一般会計より繰り入れる場合

案② 水道事業会計において、軽減のみ実施する場合

案③ 水道事業会計において、軽減分を料金算定期間の 3～5 年目に上乗せして実施する場合

事務局より初年度及び翌年度に軽減を行う場合において、上記の 3 案が提示され、審議の中で、「激変緩和措置なし」と「案③が適当」の意見が交わされた。審議の結果、激変緩和措置を実施せず、一括して改定を実施することが妥当と判断した理由は、次のとおりである。

(1)独立採算の原則と一般会計からの補てんの困難性

水道事業は独立採算制が原則である。人口減少に伴う税収減が見込まれる中、一般会計においては今後の公共事業や防災への備えなどに財源を確保する必要があり、財政的な余裕があるわけではない。経営の基本原則に基づき、一般会計からの補てんに頼るのではなく、必要な経費は水道料金で賄うことが適当である。

(2)負担の先送りによる将来的な改定率上昇の回避

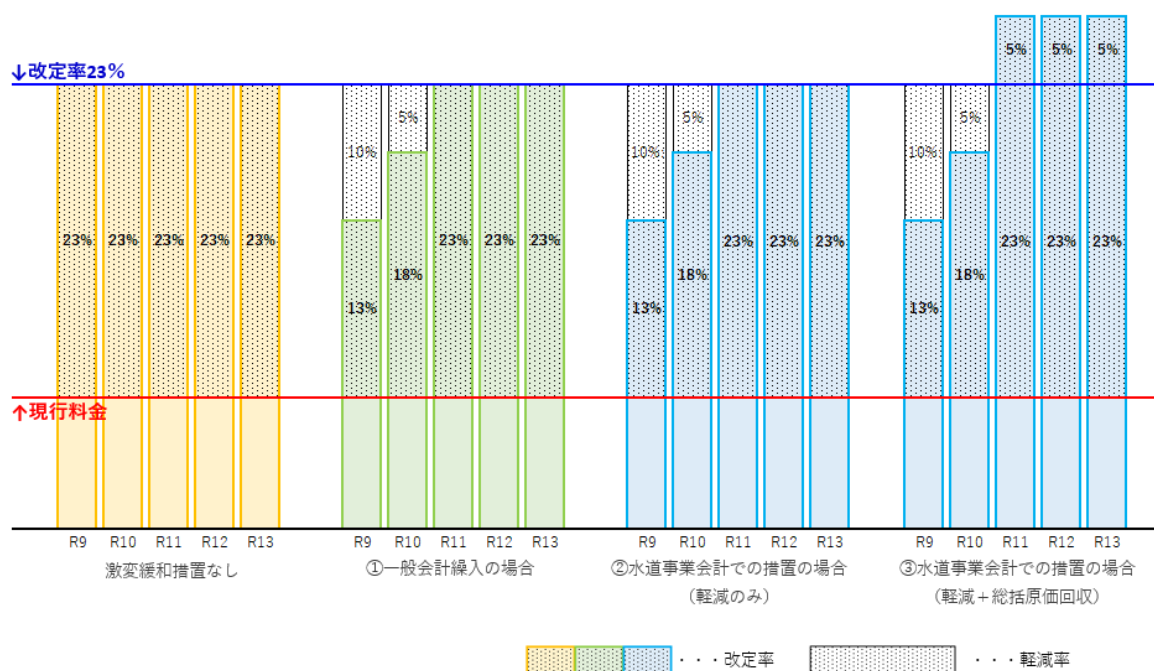
水道事業会計において軽減措置のみを実施することは、必要な事業の先送りにつながり、結果として次回の料金改定時に改定率を押し上げる要因となるため適当ではない。

(3)段階的な改定による住民への影響

激変緩和措置として、最初の 2 年間の改定率を抑えた場合、算定期間内で総括原価を回収するためには、3 年目以降の改定率を一括改定するよりも引き上げる必要がある。段階的な改定は、当初の負担を軽減するものの、最終的な改定率が一括改定時よりも高くなることや、度重なる改定が住民に心理的な負担感を与える懸念がある。

(4)長期的な視点に基づく安定供給のための財源確保

頻発する漏水への対応をはじめ、将来の施設の維持・更新、不測の事態に備えるための財源(余力)を安定的に確保しておくことは、安全な水の安定供給に不可欠である。したがって、将来への負担の先送りを避け、当初から適正な料金を設定する方が、長期的な視点において合理的である。



9. 附帯意見

今般の水道料金改定は、将来にわたる安定的な水の供給を確保し、強靱な水道インフラを維持するために避けて通ることのできない重要かつ不可欠な措置であると認められる。しかしながら、料金改定が使用者の日常生活に与える影響は小さくないことから、審議会として以下のとおり附帯意見を付す。

(1) 使用者への丁寧な周知

今回の水道料金改定は使用者への大きな負担増となることから、改定の趣旨や必要性について、各種広報媒体を効果的に組み合わせた多角的な情報発信を行い、町民の深い理解と協力が得られるよう努めること。

(2) 水道料金の定期的見直しと公平性の確保

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、定期的な見直しを通じて水道料金の適正化に努めること。次回の改定時には、改定内容に応じて段階的な改定など必要な負担軽減策を含め検討すること。あわせて、今回の小口径使用者への配慮を踏まえつつも、料金負担の公平性を高める観点から、中長期的には従量料金の逡増度を段階的に緩和する方向で検討を進めること。

(3) 生活困窮世帯等への配慮と福祉部門との連携強化

経済的に影響を受けやすい世帯に対し、納付猶予や分納など丁寧な納付相談を継続すること。また、今後も福祉部門と連携し、生活困窮者自立支援制度等の福祉サービスへ適切に橋渡しを行うことで、住民のセーフティネット確保に努めること。

(4) 持続可能な経営基盤の強化

将来にわたり持続可能な水道サービスを提供するため、計画的な施設の更新・耐震化に取り組むとともに、AI・IoT による DX 推進を通じた業務効率化、広域連携の推進、国庫補助金等の積極的な活用、そして人材育成と専門性の継承を図り、持続可能な経営基盤の強化に努めること。

(5) 水道水の安全性・信頼性の発信による利用促進

健全な水道事業の確立と水需要の維持・増加を図るため、本町の水道水が有する厳格な品質管理と安全性について、町民へ広く周知・啓発すること。あわせて、社会基盤としての水道水が持つ経済性や利便性、その価値について積極的に発信し、町民の理解と認識の醸成を図り、持続可能な事業運営に努めること。

(6) 給水装置の修繕区分見直しによる住民サービスの向上

現状の「官民境界」としている給水装置の修繕区分について、今後は「水道メーター器」を境界とする取り扱いへの見直しを検討すること。これにより、修繕時における使用者負担の経済的な軽減を図るとともに、修繕区分の明確化による対応の迅速化を推進し、住民サービスの向上および有収率の維持・向上に努めること。

10. おわりに

本審議会では、近年の物価高騰や労務費の上昇、施設・管路の老朽化への対応、人口減少による料金収入の減少など、水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、様々な視点から慎重に審議を行った。

水道事業は、将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給するという重要な使命を担っている。その使命を果たすためには、健全な経営基盤を維持し、計画的に施設更新を進めていくことが重要であり、本答申で示した料金改定はやむを得ないとの結論に至った。

貴町においては、本答申の趣旨を踏まえ、さらなる経営改善と適切な事業運営に努めるとともに、町民への積極的な情報提供と丁寧な説明を通じて町民の理解を深めながら、持続可能な水道事業の実現に取り組まれることを期待する。

参 考

長与町水道料金等審議会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	所属(推薦)団体	備考
水道及び下水道の使用者	入江 美千代	長与町民生委員・児童委員協議会	
水道及び下水道の使用者	柿田 光	長与町自治会長会	
水道及び下水道の使用者	川村 菊雄	長与町自治会長会	
学識経験を有する者	中村 貴治	長崎県立大学	会長
公共的団体を代表する者	濱田 美由紀	長与町社会福祉協議会	
水道及び下水道の使用者	林田 直人	長与町民生委員・児童委員協議会	
公共的団体を代表する者	毎熊 一太	西そのぎ商工会	
学識経験を有する者	前田 瞬	長崎県立大学	
水道及び下水道の使用者	山口 義博	長与町自治会長会	

参 考

長与町水道料金等審議会審議経過

開催日		審議内容
第 1 回	令和 7 年 8 月 19 日 (火)	諮問 長与町水道料金等審議会について 長与町水道事業の概要について 審議会及び料金改定のスケジュールについて
第 2 回	令和 8 年 4 月 27 日 (月)	今後の経営見通しについて 審議会日程について
第 3 回	令和 8 年 6 月 22 日 (月)	適正な水道料金について 激変緩和措置について
第 4 回	令和 8 年 7 月 30 日 (木)	料金改定案について(まとめ) 答申案作成
第 5 回	令和 8 年 8 月 25 日 (火)	答申書作成
第 6 回	令和 8 年 9 月 28 日 (月)	答申